

2 1 財 財 第 1 6 6 4 号

平成 2 1 年 1 0 月 1 4 日

局 (区) 長

教 育 長

行政委員会事務局長 様

議 会 事 務 局 長

会 計 管 理 者

副 市 長

平成 2 2 年度予算編成方針について (依命通達)

1 市財政の現状と平成 2 2 年度の財政見通し

本市は、政令指定都市移行後、各種の生活関連施設や都市基盤の整備を短期間で進め、その財源として市債を発行してきたことから市債残高は急増し、これに伴い、公債費が高どまりで推移しており、予算の効率的な配分を阻害している。

平成 2 0 年度決算では、昨年秋以降の景気悪化に伴い、市税収入及び税外収入が大幅に減収となり、やむを得ず市債管理基金への償還を先送りすることで赤字は回避したものの、実質公債費比率と将来負担比率が、それぞれ政令指定都市でワースト 2 位、ワースト 1 位となる

など、財政構造の硬直化は極めて深刻であり、公債費負担適正化計画に基づき、将来の公債費負担の抑制に的確に取り組む必要がある。

平成22年度の本市の財政見通しは、歳入では、自主財源の根幹をなす市税が、法人市民税等で大幅な減収が見込まれることに加え、財政調整基金など各種基金の残高も僅かとなり、未利用地処分等の臨時的な財源も多くを望めない状況となっている。

依存財源では、揮発油税等の暫定税率廃止や国庫補助負担金については、国予算編成の動向を見極める必要がある。さらに市債については、健全化判断比率等の見通しを踏まえ、可能な限り抑制を図る必要がある。

一方、歳出では、扶助費や公債費など義務的経費や債務負担行為の償還金の増加が見込まれ、さらには、急速に進展する少子高齢社会や現在の社会経済情勢への対応、市民の命と幸せを大切にする市政の実現などに多額の財政需要が見込まれている。

このような歳入歳出の見通しから、平成22年度は、昨年以上の大幅な収支不足が見込まれているが、これまでと同様に、退職手当債の活用や市債管理基金からの借入などで収支不足を解消すれば、実質公債費比率が25%を超え、早期健全化団体に転落する可能性があることから、従来型の財源対策に頼ることはできず、極めて厳しい財政状況となっている。

2 予算編成における基本的な方針

本市の財政は危機的状況にあることから、「脱・財政危機」宣言を行うこととしており、新年度予算編成で見込まれる約270億円の収支不足を解消するためには、新たな歳入の掘り起こしとともに、既存事務事業の大胆な見直しによる大幅な歳出の削減が必要である。

このため、平成22年度予算は、以下の項目を基本的な方針として編成する。

(1) 財政健全化・行政改革に向けた取り組みの強化

財政健全化プラン及び（仮称）行政改革推進プランの推進項目への取り組みを強化し、改善策については、的確に予算に反映させる。

特に、既存の事務事業については、第2次5か年計画事業も含め聖域なく、既成概念にとらわれない大胆な事業の廃止や縮小など、事務事業評価における外部評価も参考にしながら、さらに徹底した見直しを図る。

(2) マニフェストに関する取組み事業の推進及び第2次5か年計画への対応

真に市民が必要とする分野に集中的に配分する観点から、事業費の精査を行った上で、事業の推進を図る。

(3) 予算要求基準

ア 重点施策推進枠

全庁的な調整が必要な重要課題については、平成22年度の所要額とする。

イ 局調整枠

各局の自主的な事務事業の見直しを前提に、次の①から⑤の基準により算定した額の合算額の範囲内とする。

① 施設修繕費等	前年度当初計上一般財源同額
② 一般管理費、行政的経費	前年度当初計上一般財源の85%
③ 施設管理費	前年度当初計上一般財源の93%
④ 扶助費	前年度当初計上一般財源の98%
⑤ 第2次5か年計画事業費	平成22年度計画額の70%

ウ 義務費等

平成22年度所要額とする。

なお、詳細な基準については、別途予算編成要綱により通知する。

3 国の予算と地方財政

国における予算編成は、本市の予算編成にも多大な影響を及ぼすことから、今後明らかになる国の平成22年度予算編成の内容や地方財政に対する考え方を踏まえ、適切に対応する必要がある。

今後とも、政府における政策転換に伴う影響など情報収集に努め、状況の変化に柔軟に対応できるよう留意すること。